

告示第 70 号

上田都市計画地区計画の決定に関する告示

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 1 日

上田市長 土屋 陽一



1 都市計画の種類及び名称

上田都市計画地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

上田市古里の一部（染屋浄水場地区）

3 縦覧場所

上田市役所都市建設部都市計画課